1 地域生活支援拠点等とは 以下、地域生活支援拠点等は「拠点等」と言います。

拠点等は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの

拠点等に求められるものとして以下の5つの機能があります。

求められる5つの機能

相談(地域移行・親元からの自立)

体験の機会・場(一人暮し、グループホーム)

緊急時の受入れ・対応(ショートステイの利便性・対応力向上等)

専門性(人材の確保・養成、連携)

地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)

2 整備類型ごとのイメージ

整備手法としては主に下記のような類型があります。

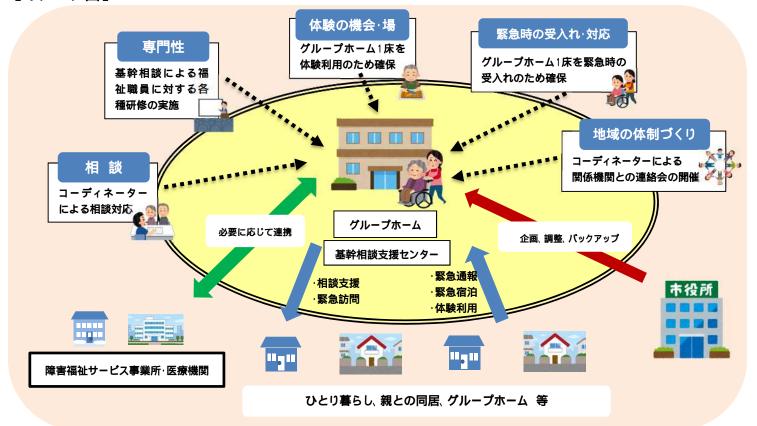
多機能拠点整備型 現状の福井市の整備類型(H29~R3年度)

【傾向・特徴】

拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加している 比較的力のある法人(地域でさまざまな事業を展開している)を中心に整備 ワンストップで相談から緊急対応まで可能

- ・相談から緊急対応まで、1か所で対応可能となり同じ場所、同じ人が対応することで安心感がある
- ・緊急時の受入れ側の職員は、相談時のアセスメント情報などについて情報共有が図れ、適切な対応が可能

【イメージ図】



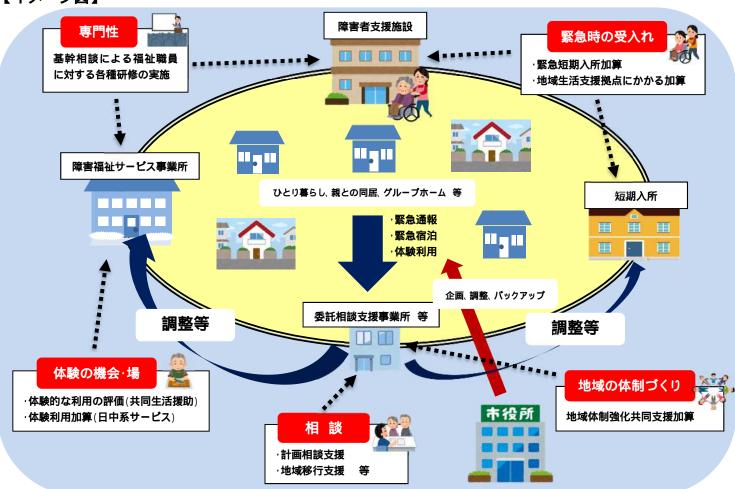
面的整備型

【傾向・特徴】

地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

- 相談機能の活用
- ・相談機能を充実させることで、特定の地域で障がい種別ごとに対応することができる 異なる専門性を持つ事業所間の連携
- ・専門性のある事業所それぞれが拠点等となり、他の事業所と連携を図ることで、全障がい種別に対応が可能 地域の資源を有効活用
- ・地域の様々な資源を有効活用することで、既存の体制を活かした整備が可能
- ・地域の事業所が関わることで、地域に一体感が形成される

【イメージ図】



3 拠点等の課題について

今年度拠点等について自立支援協議会委員に対し、調査・検証を行った。 委員の主な意見として…

- ・委託法人によって対応出来る障がい種別が限定される
- ・広域である福井市で多機能拠点整備型では運用が難しい
- ・障がい種別によって緊急対応が難しいため、面的整備を検討すべき

以上のことを踏まえ

幅広く地域の障がいの方に対応可能な 面的整備へ整備類型を変更することが妥当と判断する 地域生活支援拠点事業 意見票 取りまとめ(検証結果) 対 象 自立支援協議会全体会 委員 調査期間 令和3年6月28日~7月中 回答者数 10名

4 整備類型変更(面的整備)に伴う各機能のイメージ

相談 機能



[目的] 親亡き後や緊急時を見据えて予防的に支援体制を整えておく

機能を担う機関	役割
特定相談支援事業所	・緊急時の支援が見込めない世帯の把握に努める。
障害児相談支援事業所	・サービス等利用計画を作成する際に、緊急時の対応ができるような視点を持って作
一般相談支援事業所	成する。
	・対象者がサービス利用しておらず、緊急時の支援が見込めない世帯の場合、委託相
 委託相談支援事業所	談支援事業所が世帯の把握に努める。
安配怕談又扳手耒州	・緊急時の支援が見込めない世帯には、ニーズに応じて予防的に短期入所等のサービ
	ス利用を勧奨する。

緊急時の受け入れ・対応



[目的]緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受入れを行う

機能を担う機関	役割
特定相談支援事業所	・対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整
障害児相談支援事業所	を行う。また、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者の状態に応じて、訪
委託相談支援事業所	問系サービスにより対応するなど、適切な対応に行う。
短期入所事業所	特定相談支援事業所等から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り
医療機関等	協力する。

体験の機会・場の提供



[目的]本人のニーズに合った体験の機会・場を確保し、提供する

機能を担う機関	役割
特定相談支援事業所	病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応
委託相談支援事業所等	じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。
日中活動系事業所	特定相談支援事業所等からの体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。
短期入所事業所 等	付た付談又抜手耒州守からの仲終利用の安請かのつた場合、 (でる限り励力する。

専門的人材の確保・養成



【目的】支援者の育成・スキルアップを図る

機能を担う機関	役割
基幹相談支援センター	・基幹相談支援センターの人材育成の研修の実施。
障がい福祉課	・自立支援協議会(相談支援事業者連絡会、各専門部会)での研修の実施。

地域の体制づくり



[目的]地域のあらゆる社会資源をネットワーク化する

機能を担う機関	役割
特定相談支援事業所	支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有を行い、他の福祉サービス等の
障害児相談支援事業所	事業者と共同で対応する。必要に応じて協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに
自立支援協議会	対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

5 拠点等にかかる報酬について

別紙参照

6 事業所登録について

1 運営規程の変更

拠点等の機能を担う事業所となる際に、運営規程にその旨の記載が必要。(記載例作成予定)

2 届出書の提出

事前相談ののち、添付書類を添えて障がい福祉課へ届出書を提出。

3 登録

届出書を確認後、地域生活支援拠点等事業所名簿(事業所台帳含む)に登録し、地域生活支援拠点等事業者登 録通知書を事業所へ送付。また、登録した事業所はホームページにて公表する。

登録の流れ



事前の相談



届出書を提出

1 の書類を添付

1の書類 ・運営規程(拠点機能明記済み)の変更届 ・介護給付等算定に係る体制等に関する届出書 ・相談支援給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 1の書類は届出書と同時に提出する



登録通知書を送付

福井市障がい福祉課

届出書の受理(内容確認)

事業所台帳、名簿への登録



7 スケジュール

令和4年2~3月

自立支援協議会での意見聴取(各専門部会、連絡会)及び変更内容の報告(全体会)

全体会終了後(2/17)より事業所登録受付開始、ホームページにて公表(手続に関する内容)、サービス提供事業所への周知



令和4年4月~

事業所登録受付、ホームページにて公表(事業所情報)、相談支援専門員への説明(相談支援事業者連絡会) 拠点運用状況の検証(時期未定)

地域生活支援拠点等にかかる報酬

機能区分	対象事業	加算等名(報酬含む)	加算等内容(算定要件等)	単価	運営規程 への記載	運営規程に記載が必要な機能
1 相談	特定相談支援 (障害児相談含む)	地域生活支援拠点等相談強化加算	障害の特性に起因して緊急に支援の必要性が生じた利用者に対し、本人、家族からの要請に基づき速やかに 指定短期入所事業所に対して必要な情報の提供や利用に関する調整を行った場合に算定	700 単価/回 (月 4 回を限度)	0	相談機能
	特定相談支援 (障害児相談含む)	機能強化型サービス利用支援費(、、、)	一体的管理運営を行う特定相談支援事業所 (一)利用者情報、サービス提供に当たる留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催 (二)24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している (三)新規採用相談員に対し、現任研修修了者の相談員の同行による研修を実施 (四)基幹相談等から紹介される困難事例に係る者に対し、計画相談支援を提供している (五)基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している (六)運営規程において、地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めている (七)一体的管理運営を行う特定相談支援事業所等及び特定相談支援事業所等において常勤・専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了している (八)一体的管理運営を行う特定相談支援事業所等及び特定相談支援事業所等において、それぞれ常勤・専従の相談支援専門員を1名以上配置している (九)一体的管理運営を行う特定相談支援事業所等及び特定相談支援事業所等において、それぞれ常動・専従の相談支援専門員を1名以上配置している (九)一体的管理運営を行う特定相談支援事業所等及び特定相談支援事業所等において、それぞれ取扱件数が40未満である 上記以外の特定相談支援事業所(単独事業所で算定する場合) (一)利用者情報、サービス提供に当たる留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催 (二)24時間の連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している (三)新規採用相談員に対し、現任研修修了者の相談員の同行による研修を実施 (四)基幹相談等から紹介される困難事例に係る者に対し、計画相談支援を提供している (五)基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している (六)事業所単独で常勤専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、うち1名以上が現任研修を修了している (七)取扱件数が40未満である	○計画相談支援 ()1,864 単位/回 ()1,764 単位/回 ()1,672 単位/回 ()に必要な要件 ・(ー)~(六)まで、(八)及び(九)・常勤専従3名以上配置し、かつ1名以上が現任研修を修了 ()に必要な要件 ・(ー)、(三)~(六)まで及び(九)・常勤専従1名以上配置し、かつ1名以上が現任研修を修了 ○障害児相談支援 ()2,027 単位/回 ()1,927 単位/回 ()1,842 単位/回 ()()の要件は上記と同じ 単独算定の要件()() ・人員配置、取扱件数は上記同様 ()(ー)から(五) ()(ー)及び(三)から(五)	0	相談機能専門的人材の確保・育成
2 緊急時の	短期入所	地域生活支援拠点等に係る加算	地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所が、緊急時の受け入れに限らず指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に算定	100単位/日	0	緊急時の受け入れ・対応
受け入れ・対応	短期入所	定員超過特例加算	「緊急時」という局面を勘案して定員を超えて受け入れした場合には、期間を区切った上で、特例的に加算(その間は、定員超過利用減算は適用しない)	50 単位 / 日	×	
	短期入所	緊急短期入所加算	介護者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算 して7日(やむを得ない事情がある場合にあっては、14日)を限度として当該緊急利用者のみに対して加算	() 180 単位/日 () 270 単位/日	×	
2 緊急時の受け入れ・対応	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等	地域生活支援拠点等にかかる加算	地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護支援事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急時の対応を行った場合に算定	50 単位/日 (緊急時対応加算、緊急時支援加算()、 緊急時支援費()を算定時更に上乗せ)	0	緊急時の受け入れ・対応

機能区分	対象事業	加算等名(報酬含む)	加算等内容(算定要件等)	単価	運営規程への記載	運営規程に記載が必要な機能
3	日中活動系	体験利用支援加算	指定障害者支援施設利用者で、施設内の日中系のサービスを利用している利用者が地域移行支援事業を使っ	500単位/日		
体験の機会・場の提供			て地域の障がい福祉サービスの体験的な利用を行った際に、情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議等	(初日から5日目)		
			を行った場合算定	250単位/日	0	体験の機会・場の確保
	一般相談支援	体験利用加算		(6~15日目まで)		
				+ 5 0 単位/日		
				(地域生活支援拠点の場合)		
	施設入所支援	体験宿泊支援加算	利用者が施設入所支援を利用中であるとき、施設入所支援を提供している事業者が体験的な宿泊支援に係る	120 単位/日		
			地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合算定			
	一般相談支援	体験宿泊加算(、)	単身での生活を希望している利用者に対して、単身生活に向けた課題、目標、期間等を位置付けた地域移行支	() 300単位/日		体験の機会・場の確保
			援計画を作成し、体験的な宿泊支援を行った場合算定	() 700単位/日	0	神峡の機会・場の唯体
				+ 5 0 単位/日		
				(地域生活支援拠点の場合)		
4	生活介護	重度障害者支援加算	強度行動障害支援者養成研修修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成して	7単位/日		
専門的人材の確保・養成		(体制加算)	いる場合に加算			
		重度障害者支援加算	実践研修修了者の作成した支援計画シートに基づき、強度行動障害支援者養成研修修了者が、強度行動障害	180単位/日	×	
		(個人加算)	を有する者に対して個別の支援を行った場合に算定			
5	特定相談支援	地域体制強化共同支援加算	月に 1 回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行	2000 単位/月	0	地域の仕供づくは
地域の体制づくり	(障害児相談含む)		い、共同で対応していることを評価する加算	(月1回限度)		地域の体制づくり

地域生活支援拠点等の整備類型変更に伴う意見票の取りまとめ

	委員、相談員からの意見	市の考え
【相	· 談]	
1	相談支援専門員の質の担保を市はどのように考えているのか。	相談支援専門員には相談支援事業者連絡会を通して、制度の周知、機能毎の相談支援専門員の役割を説明し、共通理解を図っていく。また、計画相談の利用者によって対応に差が出ないよう特定相談支援事業所については極力全ての事業所に登録して頂くよう働きかけていく。
2	コーディネーターとは誰のことか。	障害福祉サービス利用者については担当の相談支援専門員であり、未利用者については委託相談支援事業所となる。
3	特定相談・障害児相談事業所について、一体的管理体制についての個別の説明会を今年度中に実施すべき。一体的管理体制の理解がなければ、地域の体制づくりの実施は現実的にあり得ないのではないか。	今後の事業所登録状況を踏まえ、内容、開催時期等を検討したい。
4	一体型管理体制の説明に加え、加算(拠点登録をすることでの相談支援事業所への運営的なメリット)についての説明が全体的に簡素化されている。	相談支援事業所向けの説明会の機会があれば、具体的な加算の説明を行っていきたい。
5	福祉サービス(例:就労移行支援など)を利用している障害者については、一番身近な相談先は施設の支援員だと思う。そして支援員の一番の相談先はサビ管だと思われる。緊急時や土日祝日、夜間での問題発生時には、サビ管 相談支援専門員 委託相談という流れでは緊急時は対応が遅れる。そのため、サビ管 基幹相談もしくは市役所という基本体制が良いと思う。	緊急時の受け入れの場合、利用者の方の情報を把握していないと調整が捗らないことが想定される。そのため、サービス利用者については相談支援専門員が行い、サービス未利用者については委託相談が調整することが適当と考える。
【緊	急時の受け入れ・対応	
1	コロナが終息しない中で緊急時に外部の人間をいきなり短期入所で受け入れることはできるものか。特に感染拡大が続く中では、どの法人も他法人からの短期入所は断っているところが多いので、ましてや外部の人間の受け入れは到底困難だと思う。	緊急時の対応については、短期入所の受け入れだけではないため、在宅生活が可能な方であれば、居宅介護等を活用し、対応をお願いしていく。また、平常時より緊急時を想定した体制を整備することで、短期入所事業所への受け入れもスムーズに行くことが想定される。
2	短期入所事業所等の協力を得るためにも加算や体制について、事業所向けの個別の説明会を今年度中に実施すべきではないか。	今後の事業所登録状況を踏まえ、内容、開催時期等を検討したい。
3	拠点事業の利用は児童も可能か。特に緊急時の対応について。	可能である。ただし、緊急時の受け入れについては障害福祉サービス費での算定となるため、障害児の受け入れが可能な拠点登録 している事業所と調整を行うこととなる。
4	重複障がいがある場合、身体面が優先されるためバリアフリー環境の整った事業所が第一候補となると思われる。身体介護に特化しつつ、精神障がい&知的障がい特性対応できる事業所は限定されてしまうのではないか? 運営が大変そうな施設が見受けられた。	サービス利用者に関しては、日頃から緊急時を想定し、体制を組むことが重要なため、リスクの高い方についてはその方の障がい特性に合う事業所の定期的な利用を検討する。 精神障がいや知的障がいなどで問題行動(妄想や他害行為等)の対応が難しい方は医療機関への受け入れなどで、対応することも想定している。
5	緊急的なサービス事業所調整ができたとしても、利用期限定まっていない場合は、薬&金&日用品等の準備は相談員が担うのか。24時間体制でない相談支援事業所でないと対応困難。	緊急的な利用に関しては、長期間は想定しておらず、原則は速やかに在宅復帰に向けた支援を行うことを考えている。また、日頃から緊急時の際の対応(受け入れの際の持参物の対応も含む)を検討しておくことが重要と考える。
6	相談支援事業所間で、親亡き後や緊急時を見据えた予防的な支援の取り組みに著しい差がみられるのではないか。相談支援事業連絡会で、先進的な取り組みをする事業所にケース報告を通じてノウハウの共有を図ってはどうか。	緊急時の対応も含めて連絡会等を通じての相談支援専門員への情報共有を図っていきたい。
7	地区や発達で緊急時の受け入れ対応のノウハウを習得するために、基幹相談支援事業所で過去 5 年間に対応を要したケースの事例検討会を行ってはどうか。	面的整備型での受入れは原則、通常のサービス利用の流れ(アセスメントし、対応可能な施設に繋ぐなど)と変わりないため、特別な対応は行っていないと考えている。ただし、緊急時の受け入れケースとして、どのようなケースがあったかの情報共有は検討したい。

	I	·
	障害者に区分がつけられるように、受け入れが比較的容易な人もいれば医療的ケアの必要な人	
	もいる。区分などでも良いと思うが、訓練系・就労系を利用している障害者であればある程度の	緊急時の受け入れについては、施設での受入れだけでなく、医療機関や場合によってはヘルパーなどを利用し、在宅生活を継続す
8	自立をしていることが考えられるため、施設等での受け入れに限定せず地域での理解のある家	ることを想定している。ある程度自立しているような方であれば、まずは在宅生活が可能かどうかを担当の相談員が判断し対応す
	庭での受け入れを創設するという、福井市独自の制度化を目指すと良いと思う。他県では高齢	ることになる。
	者施設での受け入れもあり、一般家庭でも可能であると思う。	
	特定相談支援事業所等から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力すると	当該事業所内で感染者や感染の疑いがある者(濃厚接触者等)がいる場合は受け入れ出来ないと考えるが、それ以外の場合は地域
9	あるが、コロナ感染状況により外部からの受け入れを拒否せざるを得ないことも想定される	│の拠点登録事業所全体で支えていく仕組みのため、一つの事業所に受け入れが偏らないよう、前向きに受け入れの検討を行ってい │
	が、そういった状況で受け入れが難しい場合は理解していただけるのか。	ただきたい。
	緊急の受け入れ・対応の要請とあるが、相談員調整の元、名乗り上げた各法人のショートステイ	 原則は障害福祉サービスの中での受け入れであるため、利用者と事業者の契約となる。相談支援専門員においては、出来る限り本
10	の中で、どのショートを利用するかの選択権は利用者にあるのか?それを含め相談員が調整す	 人の特性に合う事業所の調整を図っていただきたい。
	るのかどうか。	
11	特にグループホームなどで緊急時対応が可能かどうか、定員の充足率や世話人・支援員等の配	受け入れした時点において障害福祉サービス上の人員基準を満たしていれば、問題ないと判断する。特に緊急時の受け入れの際は
11	置を市はどう判断するのか。	利用者が長く拠点等に留まらないよう相談支援専門員と連携し、速やかに在宅復帰に向けた調整を行っていただきたい。
【体	 験の機会·場の提供]	
	## TAN # HURLE # 10 1 # 10 # 10 # 10 # 10 # 10 # 10 #	
1	親亡き後を見据えた受入れ事業所がなく訪問サービスで耐え忍んでも、65歳を迎えると介護	│ 障害の程度にもよるが、体験の機会・場の提供を行い、自立して生活していける方を増やすことで、必要な方に必要なサービスが行 │
	保険に切替えられてしまう。それまでに受入れ先見つかるのか不安。	くような循環にしていきたい。
	医療機関によっては、入院期間中に障害福祉サービスの体験利用が難しい、若しくは、できない	
2	といったケースがあると聞いている。診療報酬の兼ね合いかも知れないが、制度上障壁が存在	地域移行の観点から、GHの体験利用は可能であるが、行政で判断できる裁量がない場合については現状難しいと考える。
	するのであれば、解消方法を検討する必要があるのではないか。	
	3 障がい分け隔てなくが理想ではあるが、現実にはグループホームや短期入所事業所それぞれ	
	に特徴(ソフト・ハード面)がある。情報当事者とのマッチングを速やかに行うためにも、地域生	現状、GHの空き情報などは基幹相談支援センターのホームページ上にて掲載しているが、事業所の特徴については就労部会の事
3	活支援拠点か否かにかかわらず特徴を公開しておくと良いのではないか。(例えば基幹ホームペ	業所ハンドブックのように事業所側の協力も必要になってくるため、状況を踏まえ、判断したい。
	ージ等を通じて。)	
【専	門的人材の確保・養成】	
	研修内容になるが、各専門団体へ依頼したり他県での先進的な取り組みを教授してもらった方	
1	が良いと思う。予算が必要だと思う。	研修内容については基幹相談支援センターと協議の上、判断していきたい。
	緊急時に備えた短期入所利用体制を整えたいが、重度障がいのある場合は受け皿確保できな	
	い。強度行動障がいの支援手順書は、各事業所によって異なる。強度行動障害は状態であって、	
	障害ではなく環境調整によって消えたり現れたりする。本人が環境順応する事&職員が支援組	
2	立てするのには時間要する。マンツーマン対応で何とかなるかもしれないが現実的ではない。形	現時点では強度行動障害専門の相談員の配置は検討していない。 またればではいた。 のしせまずの理像が同意であるのがなっての理像を送ります場の質の有した際。 すいまたいしまっている
	式的に面的整備にしたとしても、たらい回しにされる事が想像できる。他県では強度行動専門	基幹相談支援センターの人材育成の研修や居宅部会のWGでの研修を通じて支援の質の向上を図っていきたいと考えている。
	の相談員が配置されて、支援力の底上げ&受入れ先の開拓をしている。拠点に関わる専属相談	
	員の配置が大切だと思う。	
	専門的な人材育成について、基幹相談の役割は理解できるが、連絡会、専門部会はそれらの予	自立支援協議会の中でも居宅部会WGでの強度行動障害に関しての研修、こども部会では聴覚障がいに関しての研修を実施して
3	算がない(委員や役員は福井市から委託されているではなく善意で参加)と思うので、実質的に	いる。これらの研修は義務的に行っているものではないが、地域の関係者が参加する研修として専門的な人材育成機能の一つと考
	は基幹センター、委託相談が行うという認識で良いのか。	えている。
	各登録事業所の負担感について、現状でもそれぞれの事業所がマンパワー不足等により、新規	
4	受入れが困難な状況であるかと思います。また、それによって軽度の方より重度の方が網の目	拠点等の機能において、専門的人材の確保・養成があるため、重度の障がい者に対し、専門的な対応ができる人材の養成を行い、支 援者の対応力の向上を図り、スンパロー不足の問題の解消に繋げていきたいと考えている。
	からこぼれ落ちているように感じます。	援者の対応力の向上を図り、マンパワー不足の問題の解消に繋げていきたいと考えている。
	777 - 1 - 1 - 2 - 1 - 2 · 1 ·	

5	人材育成のために自立支援協議会が上がっています。自立支援協議会各部会が取り組んでいますがすぐには結果が出てこないとは思います。福井市が一緒に取り組むという気持ちをもって頂きたいと思います。	協議会の事務局には行政が入っており、部会、連絡会等での取り組みについては今後も関わっていく予定である。
【地	域の体制づくり】	
1	該当するケースとして困難事例等の対応について担当者会議に参加した、サービスの調整を図った、複数の支援機関と連携を図った等の対応が特定相談支援事業所の行う内容として考えられるが、加算算定要件に該当するかどうかの判断は事前に福井市へ確認が必要と考えて差し支えないか(困難事例等の対応のうち、どこまでが算定要件に該当するか判断が困難であるため)。	地域の体制づくりについて、関係ある報酬は「地域体制強化共同支援加算」となっている。困難ケースについての具体的な判断基準は設けていないが、加算の算定要件に迷うようなことがあれば、事前に相談をお願いしたい。
2	面的整備型移行後のチーム連携とその体制をどのようにネットワーク構築を図るのか。	個別ケースの対応においては、今までどおり本人を取り巻く支援者間で情報共有し、連携を図っていただきたい。
3	地域とは何か。福祉サービスの事業所だけではなく、インフォーマルな資源の開発を目指す。	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築が目的となる。福祉サービスだけでなく、地域の方を取り巻く様々な資源が対象になると考える。
【そ	の他】	
1	短期入所の地域生活支援拠点等に係る加算などは事業所にとってプラスの要素が大きいが、充分な体制・対応を持たない事業所が加算欲しさに登録することが容易に推察される。報酬や制度趣旨に見合った事業所かどうかをどのように判断するのか、またどのように定期的な監査や指導を行っていくのか。	福井市障がい者地域生活支援拠点等事業実施要綱第7条にて、「拠点機能事業者の責務」という規定を設けており、「拠点機能事業者が、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定をするときは、その趣旨や担う役割を十分に理解し、利用者およびその家族の権利の擁護に努めるとともに、適切な運用を図るよう留意するものとする。」と明記している。事業者には登録時に要綱に基づいた運営を行うよう説明する。また、拠点等独自に監査を行う予定はないが、本市の障がい者福祉基本計画に記載があるとおり、拠点等の在り方について、年に1回以上は検証を行うこととなっている。そのほか、受け入れに消極的であったり、対応が不十分な事業者については要綱を根拠に指導を行う。
2	障害者等、の等の部分に困窮者やひきこもりなどが入るのかどうか、またそれらについて市としてどのように考えているか。	相談としては対象者に入ると考えているが、実際に受け入れや体験の機会を提供する際は、障害福祉サービスの対象として、手帳や診断書の提出が必要であり、その上で支給決定を行う必要がある。
3	面的整備にすることで、支援機関の負担が分散されるのはよいことかと思います。必要な支援を行う際には、各支援機関同士の連携がこれまで以上に求められるかと思いますので、そのための話合いの機会など、今後より一層求められるかと思います。 サービスを利用したいご本人・ご家族の方が、「誰に相談すればよいのかわからない」とならないように、相談先を明確にしていくことが、常に求められるかと思います。	各関係機関との話し合いの場については、新たに設けることは考えていないが、今後検証していく際に、必要であれば、検討していきたいと考えている。 想定しているのは検証の場に各サービス毎の事業所連絡会の代表者を呼び、決定事項を各事業所に伝達してもらうなど。 また、相談先については基本的には相談員となるため、利用者の担当の相談員を通じて周知を図っていく。
4	特に意見はないが、各関係機関と十分協議し、医療的ケア児や強度行動障がい等を含め幅広い対象に対応できるよう、地域の実情に応じた体制整備を実施していただきたい。県内の市町のみでなく、他県の自治体の好事例等も参考にしながら、整備を進めていただきたい。	
5	GH の空床利用であっても拠点登録は可能か	短期入所(空床利用型事業所)としての拠点登録となる。
6	福井市としてどれくらいの事業所の拠点登録をイメージしているのか(面的でどれくらいの事業所の協力が必要との判断か)。 ちなみに県内他市町はどれくらいの人口規模でどのくらいの整備状況なのか	受け入れ事業所数については面的整備型での整備のため、一定数の拠点登録が必要と考えている。具体的な数はないが、あらゆる障がい種別が対応できるよう特定の種別に偏らないよう登録の促していきたい。また、相談支援事業所については緊急時の調整があるため、金沢市などは全ての事業所に登録をするよう促している。本市も同様に考えている。 【参考】 敦賀市(人口6万4千人)は相談2事業所、緊急時4事業所、体験の機会4事業所となっている。金沢市(人口46万1千人)は相談72事業所、緊急時43事業所、体験の機会62事業所となっている。秋田市(人口30万1千人)は相談8事業所、緊急時6事業所、体験の機会3事業所となっている。甲府市(人口18万6千人)は相談18事業所、緊急時8事業所、体験の機会2事業所となっている。

7	面的整備にすることでのデメリットはないのか?あるとしたらそれは何で、それに対してどのように対応するのか知りたい。	登録事業所数が少ないと、面的に整備が出来ない 多機能拠点整備型と違い、複数の機関が関わってくるため、迅速な対応が難しいことなどがデメリットと考える。 については、拠点登録のメリットを事業所側に働きかける必要があると考えている。 については、事業所間の連携強化のため、関係機関で協議する場を設ける必要があると考える。
8	今回の意見や質問についての回答はいつ、どのような形でもらえるのか。自立支援協議会本会でのみ回答されそのまま決済となるのか?質問事項の回答については、意見聴取を依頼した事業所に対し、文書で回答したものを公表してほしい。	協議会で使用した資料については後日、市のホームページ上に掲載する予定。
9	多機能拠点型ではなぜダメなのか理由が明確ではない。福井市では合わなかったとのことだが、具体的に何がどう合わなかったのかを明示すべき。でなければ面的整備にする根拠が弱く、面的整備にしてその課題(令和3年度までの)が解決するのかどうかが不明瞭。	令和3年度までの事業の実施状況を考慮し、体験利用などの地域移行の部分(施設の居室を利用していたため、体験利用の選択肢がなかった)での利用が促進されなかった点や緊急時に障がい種別によって受け入れが限定されてしまう点があった。また、今年度の自立支援協議会1回目にて協議会委員に意見を求めたところ、面的整備型への移行を希望する声もあり、面的整備型への移行する方針となった。 面的整備型にすることで、障がい種別や体験の場の問題は解消されることが期待できる。
10	2月17日以降に受付開始となる場合に、地域に向けた説明はどうなるのか。まさか HP での周知、紙ベースの資料配布だけで済まそうと思っているのでは…。他市町で面的が多いからその分メリットが多いに違いないと言う説明では不十分であると考える。	拠点登録に関わりのある障害福祉サービス事業所に関しては、2 / 17全体会終了後に設置法人向けに登録案内のメールを送付予定である。 拠点利用が必要と思われる地域の方については特定相談、委託相談の相談員に話が行くことが想定されるため、HPに記載する拠点等の情報の案内をお願いしたい。 医療機関や入所施設等に関しては、行政や基幹等が周知していきたいと考えている。
11	そもそも、7月の委託相談の公募の時に、基幹相談の要件から拠点機能は外れていたことから考えると、その時点で面的に移行する素案はあったものと想定される。であれば、意見徴収がなぜこの年度末ギリギリのタイミングなのかが疑問。	拠点事業を実施している中で、多機能拠点整備型での課題が見えていたこともあり、相談支援体制の変更を機に整備類型の変更は検討していた。 その中で現体制への意見聴取に関しては、今年度第1回目の自立支援協議会委員に対し、行っている。 その際の意見内容を踏まえ、2回目の自立支援協議会にて面的整備型への移行に伴う整備内容について協議会に関わる方より広く意見聴取する必要があったため、この時期に協議するスケジュールで進めている。
12	幅広く地域の障がいの方に対応可能な面的整備へ整備類型を変更するという内容、私も妥当と 考えます。色々なケースへのきめ細かな対応のために、各機能の充実と体制作りなど、今後も情 報交換しながら連携して取り組むことが大切だと感じました。	
13	拠点事業の多機能拠点整備から面的整備への移行は、動画でも挙げられている課題等からも適切に思います。	
14	必ずしも福祉サービスの施設に限定せず、広く受け入れ先を募集した方が良いと思う。	拠点登録の対象については福井市障がい者地域生活支援拠点等事業実施要綱第3条(実施主体)の確認をお願いしたい。
15	多機能拠点整備型だと、拠点が疲弊してしまう可能性、「とりあえず拠点に任せよう」といった考えに至りやすく地域での支援のノウハウが蓄積されて行かない、といった問題が懸念されるため、面的整備型が望ましいと思われます。 親亡き後は高次脳機能障害者支援でも全国的にトピックスとなっています。 サービス利用に繋がっていない世帯もあるので、拠点等の整備が進み、予防的に支援を整備する、緊急時に支援が見込めない世帯を把握する動きが加速すると良いです。 今後も動向に注視したいと思いますので、情報提供よろしくお願いします。	
16	基幹相談支援センターの役割としては人材育成のところでしか出てこないのですが、それだけでいいのかと思いました。	人材育成以外の部分で、サービス未利用者で住所不定の方の相談対応や地域移行・地域定着の広報・普及啓発なども役割としてはある。
17	地域生活支援拠点等を面的整備にすることについては、それぞれの事業所・拠点が意識をもって取り組まないと、ただ整備をしただけになり活用されないと考えます。活用するための周知については福井市としてはどのように取り組まれるのでしょうか。	地域移行・地域定着促進のため、基幹相談支援センターを通じて施設、病院の理解を深めることを目的に広報・普及啓発を行い、体験の機会の利用促進に繋げる。 緊急時については平常時から受け入れ可能な施設と連携を図ることで、利用がしやすくなると考えている。

		現在地域生活支援拠点事業を受託していますが、障がい特性上受け入れが困難な方がおられま	
-	8	した。面的整備については、賛成します。やはり1事業所での限界があると考えます。各法人(事	
		業所)が協力し合うべきだと思います。	
		今回ご提示していただいた、報酬関係の資料は、福井市独自のものではなく、制度上整備さ	
		れているものだと思います。もちろん、その周知は必要だと考えますが、ほとんどの法人・事業	
		所はそれを把握していて、それでもなお取り組むことが難しいと考えているから、実際手を挙げ	
	9	るところが限られているのだと思います。	
		事業所数も増えているとは思いますが、福祉サービスの利用を必要とする方々が量的にも種	
		別に限らず増えている現状から考えると、支え手が支えやすくできるような仕組み(具体的には	
		福井市独自の補助金など)を考える必要があると思います。	
		面的整備型がうまく機能するには「市役所」の企画調整・バックアップがより重要となる。「市	
	2.0	役所」の企画調整・バックアップの活動を明確にすることが求められる。	行政の役割としては制度の周知を行うこと、関係機関へ協力を要請することなどが言える。また、拠点等における課題を把握する
20	2 0	市役所の企画・調整・バックアップについて(例 市役所内の横の連携の仕組み等)具体的に示	ため、年1回以上は検証を行うこととなっている。
		していただきたい。	